

令和7年度性暴力根絶啓発学習動画及びSNS広報業務委託 企画提案公募実施要領

1 目的

福岡県（以下「県」という。）では、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（以下「条例」という。）に基づき、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくることを目的に、教育啓発や被害者支援、加害者対策等の取組を進めてきました。

また、県では、令和7年3月に、性暴力となる行為の考え方や根絶に向けた対応の在り方を取りまとめた「性暴力根絶に向けた対応指針」を策定しました。併せて、県民・事業者が身につけるべき知識をまとめた「指針解説」を作成し公表しました。

本事業においては、県民・事業者に対し、学習用動画及びSNS動画を通じた広報啓発を実施することにより、指針及び指針解説に示した県民や事業者の責務及び取組への理解の増進を図ることを目的としています。

効果的かつ効率的な学習用動画の作成及びSNSでの広報を実施し、本事業の目的を最も効果的に実施できる事業者を選定するため、企画提案の募集を行うものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

令和7年度性暴力根絶啓発学習動画及びSNS広報業務

(2) 業務内容

別紙 仕様書のとおり

(3) 予算規模

5,920,200円を上限とする（消費税及び地方消費税含む）

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

3 募集方法

(1) 参加申込

企画提案公募に参加する意向がある場合は、電子メール、ファクシミリ、郵便又は持参にて「参加申込書」を提出してください。

ア 提出期限：令和7年7月17日（木曜日）17時まで

イ 提出先：下記9 問合せ先

※ 電子メール又はファクシミリの場合は送信時に到着確認の連絡を行ってください。

(2) 企画提案書の提出

参加申込後、次の①～③の書類を1組として、10組を提出してください。

①企画提案書(様式任意)

「ア 企画提案書の作成」及び「仕様書」に従い作成してください。

②業務経費概算積算書（業務に係る概算金額、算出根拠がわかるもの）

③添付書類

会社の概要、組織体制、経営状況等がわかる書類（会社概要、パンフレット、直近の決算書等）

ア 企画提案書の作成

(ア) 企画提案書の様式

- ・ A 4 版、片面印刷で作成（図面等は A 3 版可）。
- ・ 表紙にはタイトル「令和 7 年度性暴力根絶啓発学習動画及び SNS 広報業務企画提案書」、提出年月日及び事業者名を記載すること。
- ・ ページ番号を振ること。

(イ) 企画提案書の記載内容

- ・ 仕様書に基づく各業務の実施内容・方法について、詳細を提案すること。
- ・ 提案内容が仕様書を満足することを示した上で、応募者独自の優れた提案があれば積極的に記載すること。
- ・ 仕様書を熟読の上、提案に当たったのコンセプト、期待される効果等についても記載すること。
- ・ 発注者が期待する内容を十分理解の上、妥当性があり、現実可能な提案を行うこと。
- ・ 提案する SNS のサービス名と期待される広告効果やターゲット層、広告ごとの想定表示回数を示すこと。
- ・ 実施体制、実施スケジュールを具体的に示すこと。
- ・ 過去の類似した業務の実績など、アピールできることがあれば記載すること。

イ 提出部数

10 組（パンフレット等の添付書類を含む）

ウ 提出方法：下記 9 問合せ先に郵送、宅配便又は持参により提出してください。

※ 電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けません。

エ 提出期限：令和 7 年 7 月 22 日（火曜日）17 時まで

※ 提出期限を過ぎた場合は受け付けできません

(3) 企画提案参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 実施要領等に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、発注者が提示した事項に違反した場合

イ 著作権等

提出書類の内容に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、全て提出者が責任を負うこととします。

ウ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めません（軽微な場合等で発注者が認めた場合は除く。）。

オ その他

- ① 参加申込書を提出したにもかかわらず企画提案書の提出がなされない場合又はプレゼンテーションに参加がなされない場合は、辞退したものとします。
- ② 参加者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとします。
- ③ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに9の問合せ先に連絡するとともに、書面（様式不問）により届け出てください。

(6) 企画提案公募に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和7年7月1日（火曜日）～7月10日（木曜日）17時まで

イ 提出方法

別紙「質問票」に質問内容を記載の上、電子メール又はファクシミリにより次のアドレスまで提出ください。

・電子メールアドレス

seibou@pref.fukuoka.lg.jp

・ファクシミリ

092-289-9397

・提出先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課性暴力・犯罪被害対策係

※ 電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は受け付けません

ウ 回答方法

質問に対する回答は令和7年7月15日（火曜日）を目途に県ホームページで公開します。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。また、質問の内容によっては回答しないことがあります。

4 審査及び受託候補者の選定

(1) 選定方法

審査委員会において、応募者によるプレゼンテーションを行った上で、提出された企画提案書類を審査し、評価の合計得点が最も高い事業者を受託候補者として選定します。

(2) 審査会日程及び場所

令和7年7月31日（木曜日）（予定）、場所未定

(3) 持ち時間

1社25分程度（説明15分、質疑10分予定）

(4) 審査結果

審査結果は、審査終了後、提案者に対し文書で通知します。

(5) 備考

- ・提案者多数の場合は、書類審査を事前に実施してプレゼンテーション参加者を決定します。
- ・書類審査の結果は、提案者全員に通知します。
- ・県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・契約締結までの間に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関

する手続の参加資格を失うものとしします。この場合において、該当する者が受託候補者とされている場合は、次順位の者と手続を行います。

5 評価方法

以下の評価項目ごとに評価を行う。

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
企画内容	①業務趣旨の理解 ・事業の趣旨を理解したうえで仕様書に沿った提案となっているか ②学習用動画コンセプト・デザイン ・幅広い年齢層に訴求できるコンセプト・デザインか ③学習用動画の内容の適切性 ・幅広い年齢層にとって理解しやすく、興味を引くような工夫がされているか ④学習用動画等をPRするポスター等のコンセプト・デザイン ・幅広い年齢層に訴求できるコンセプト・デザインか ・学習用動画を見たくなる工夫がされているか ⑤SNS用動画コンセプト・デザイン ・デザインや広告文は、閲覧者がクリックしたくなる工夫がほどこされているか ・広報として分かりやすいか ⑥SNS用動画の内容の適切性 ・幅広い年齢層に伝わるか ・自分事として捉えられるメッセージとなっているか	30点
広報媒体	⑦SNS戦略の適切性 ・広報の趣旨に合ったSNSが選定されているか ・広告の表示回数は十分か	5点
実施体制	⑧実施体制・スケジュール ・業務を円滑に実施できる体制を整え、実現可能なスケジュールを組んでいるか	5点
過去実績	⑨過去の業務実績 ・過去に本業務に類似した業務を実施するなど、良好な実績を有しているか	5点
見積	⑩経費配分 ・業務経費が合理的に積算され、適切な内容であるか	5点

- (1) 審査委員の合計点を集計し、順位付けします。
- (2) 最高得点を獲得したものを最優秀提案者として選定し、受託候補者としします。
- (3) 最高得点が同点の場合は、審査委員の協議により最優秀提案者を選定します。
- (4) 提案者が1者のみの場合は、審査委員の点数を集計し、審査委員会で協議の上、受託候補者とするか否かを決定します。

6 企画提案公募参加資格

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)、会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続をされていない者。
- (5) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

7 企画提案公募スケジュール(予定)

令和7年 7月 1日(火)	提案業者公募(HPに掲載)※決裁後すみやかに
7月10日(木)	公募に関する質問締切
7月15日(火)	公募に関する質問回答(HPに掲載)
7月17日(木)	参加申込締切
7月22日(火)	企画提案公募締切
7月31日(木)	プレゼンテーション・提案審査委員会
8月 下旬	仕様書・見積決定
8月 下旬	業務委託契約締結
10月 下旬	学習動画及び SNS 動画完成
11月～1月末	SNS 広告配信

8 留意事項

- (1) 企画の提案に要する費用は、企画提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類等は返却しません。また、選定の理由などの問い合わせには応じません。
- (3) 委託契約締結に係る費用は受託者の負担とします。
- (4) 委託契約に当たっては、提案内容を基に県と受託者で協議の上、仕様書を確定し、改めて見積書を提出いただきます。
- (5) 委託契約にあたっては、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第169条の規定により「当初委託契約額(消費税込)」の100分の10以上の金額を契約保証金として県に納めていただきます。この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還します。
 なお、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合や、過去2年以内に県若しくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免されることがあります。
- (6) 委託料は、事業の実施に必要なすべての経費(人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、謝金、保険料等)を含むものとし、証拠書類(領収書、振込が確認できる書類等)で確認できるものを対象とします。ただし、受託者による会合費や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費、備品購入など財産取得となる経費は対象外です。
- (7) 業務の全てを再委託することはできません。

9 問合せ先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課性暴力・犯罪被害対策係

担当：前田、奥田

〒812-0053 福岡市東区箱崎一丁目18番1号

TEL 092-289-9395 FAX 092-289-9397

E-MAIL seibou@pref.fukuoka.lg.jp